

市・県民税の特別徴収



Q

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の市・県民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4及び加賀市税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市・県民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、市・県民税を特別徴収していただくことになっています。）

Q

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これを行うことで何かメリットはあるのですか。

A

市・県民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市で行い、従業員ごとの市・県民税額を通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくこととなります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくて済みます。

また、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。（納期の特例の承認）

Q

パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。

A

原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような従業員からは特別徴収できませんので、普通徴収として従業員本人に直接納めていただくこととなります。

- ・他から支給される給与から市・県民税が引かれている。
- ・退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ・給与の毎月支給額が少なく、市・県民税を特別徴収しきれない。
- ・給与が毎月支給されない。

問い合わせ先

加賀市 税料金課 市民税係

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 ☎0761-72-7815（直通）

※ このチラシは、既に特別徴収を実施している事業所にも送付させていただいております。